

「電波政策 2020 懇談会 制度ワーキンググループ」運営方針(案)

1 役割

本ワーキンググループ(以下「WG」という。)は、「電波政策2020懇談会」(以下「懇談会」という。)の下に設置されるWGとして、IoT時代に相応しい電波監理制度の在り方や電波利用料制度について、より専門的な観点から検討することを目的とする。

具体的には、新たな無線システムを導入・普及させるための制度的課題及び電波利用環境保護等のために必要となる規律の検討、次期(平成 29～31 年度)電波利用料額の在り方や電波利用料財源により取り組むべき施策の検討等を行い、懇談会に報告する。

2 名称

本WGは、「制度ワーキンググループ」と称する。

3 検討事項

- (1) 新たな無線システム等の導入・普及に向けた制度上の課題を解決するための方策
- (2) 次期(平成 29～31 年度)電波利用料制度の在り方
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本WGの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本WGには、主査及び主査代理を置く。
- (3) 主査は、懇談会座長が指名することとし、主査代理は主査が指名する。
- (4) 主査は、本WGを招集し、主宰する。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本WGを招集し、主宰する。
- (6) 主査は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事の公開

- (1) 本WGの会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本WGの会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害する虞がある場合その他主査が必要と認める場合は、非公開とすることができる。
- (3) 本WGの会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 開催期間

本WGの開催期間は、平成 28 年 2 月から同年夏までを目途とする。

7 庶務

本WGの庶務は、総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室において行う。

「電波政策 2020 懇談会 制度ワーキンググループ」構成員 一覧

(敬称略、五十音順)

荒川 薫	明治大学総合数理学部教授
飯塚 留美	一般財団法人マルチメディア振興センター電波利用調査部 研究主幹
大谷 和子	株式会社日本総合研究所法務部長
北 俊一	株式会社野村総合研究所上席コンサルタント
宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
高田 潤一	東京工業大学大学院理工学研究科教授
高橋 信行	國學院大学法学部教授
(主査) 多賀谷 一照	獨協大学法学部教授
三友 仁志	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授